

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十四年
四月二十六日

木曜日

目次

規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則
山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則
……………

規則

山梨県規則第三十一号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則

（山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正）

第一条 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則（昭和四十六年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分中「児童手当受給者台帳」を「児童手当・特例給付受給者台帳」に改め、同項第一号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当・特例給付受給者台帳」に、「第一条第一項」を「第一条の四第一項」に改め、同項第二号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

児童手当・特例給付受給者台帳 (表面)

受給者		住所		電話		職業		年月日変更								
(ふりがな) 氏名		〒		() () () ()		〒		() () () () () () () ()								
性別	男・女	生年月日	住所の有無	有・無	(ふりがな) 配属者の氏名	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日	非該当年月日							
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出発年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日	3歳未満	3歳以上小学 校修了前	小学校修了後 中学校修了前	非該当年月日		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
				同・別			有・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無	同・無		
所得の状況		区分	児童手当 特例給付		扶養親族等及び児童の数		人	認定年月日	支給開始年月	手当月額						
年分所得額		円	円		うち老人控除対象配属者及び 老人扶養親族の合計数		() (人)	支給事由消滅年月日・消滅事 由			3歳未満分 円		3歳以上小学校修了前分 円		中学生分 円	計 円
備考		(消滅事由)														

区分	年度		年度		年度		年度	
	有・無	円	有・無	円	有・無	円	有・無	円
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
扶養親族等及び児童の数 うち老人控除対象配偶者及び 老人扶養親族の合計数	前年の所得額	円	円	円	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人	人	人
	うち老人控除対象配偶者及び 老人扶養親族の合計数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
区分	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付
備考								
支払金額	10月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
	2月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
	6月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
備考								

(裏面)

(山梨県財務規則の一部改正)

第二條 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四号様式別記第三を次のように改める。

別記第3

内 訳 書

所属	職名	氏名	支給対象となる児童の数	3歳未満			3歳以上小学校修了前			小学校修了後中学校修了前	支給年月日	合計額	備考	受領印
				児童の数	支給対象月数	支給額	第1・2子児童の数	支給対象月数	支給額					
合計額														

注 1 児童手当・特別給付受給者台帳の写しを添付すること。
 2 出生、死亡、就学等により支給額に変更が生じた場合には、その事由の生じた日の属する月までの分とその翌月以降の分に区分して記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番